

申請	年月日	申請者	申請内容	査定
申請	令和5年3月3日	東武バスウエスト(株) 取締役社長 かない まさき 金井 応季	現行 〔対キロ区間制〕 基準賃率 37円80銭 2.0 km まで：基準賃率の 2.00 倍 2.0 km をこえ 5.0 km まで：基準賃率の 1.00 倍 5.0 km をこえ 10.0 km まで：基準賃率の 0.90 倍 10.0 km をこえ 15.0 km まで：基準賃率の 0.80 倍 15.0 km をこえる部分 : 基準賃率の 0.70 倍 初乗運賃 180円	申請どおり
諮問	令和5年3月27日	資本金 50百万円 株主 東武バス(株)	申請 〔対キロ区間制〕 基準賃率 40円50銭 2.0 km まで：基準賃率の 2.00 倍 2.0 km をこえ 5.0 km まで：基準賃率の 1.00 倍 5.0 km をこえ 10.0 km まで：基準賃率の 0.90 倍 10.0 km をこえ 15.0 km まで：基準賃率の 0.80 倍 15.0 km をこえる部分 : 基準賃率の 0.70 倍 初乗運賃 220円	

## Ⅱ. 申請理由

弊社は、これまで、「輸送の安全・安心」をバス事業の根幹と掲げ、車両への安全装置の設置や乗務員への安全教育に取り組むとともに、路線網の拡充や利用者サービスの充実を図るなど、「安全・安心」の確保を最優先に輸送サービスを提供してまいりました。

当該地区における乗合バス運賃は、1997年の改定以来（消費税率改定によるものを除く）、26年間もの長期にわたり、企業努力により運賃を変更することなく、事業を継続してきました。

しかしながら、事業環境は大きく変化しており、少子高齢化や鉄道新駅の開業にともなう移動手段の多様化に加え、コロナ禍以降、在宅勤務やオンラインサービスの浸透など「新しい生活様式」の定着により、輸送人員は大幅に減少し、収入は極めて厳しい状況にあります。

さらに、人件費や燃料費の増加とともに、安全性や環境に配慮した新型車両を継続的に導入する必要があることから、収入の減少とあわせて事業経営を圧迫しており、今後も深刻な運転士不足に対する要員の確保や、安全輸送に取り組むための設備投資による経費の増加が見込まれます。

このような厳しい事業環境においても、公共交通事業者として「安全・安心」を確保し、安定的にバス事業を継続していくため、今後もさらなる経営改善に努めるとともに、運賃改定による収支の改善が必要であると判断し、上限運賃の変更を申請しました。